

# 責任銀行原則の取り組み状況

当社は、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱し2019年9月22日に発効した「責任銀行原則(PRB: Principles for Responsible Banking)」の発足署名機関となり、世界の署名銀行と連携し、SDGs(持続可能な開発目標)および気候変動に関するパリ協定と整合性をもって戦略的に事業を行うことを表明しました。この原則に署名することにより、当社は、銀行が人々と地球に対して及ぼすポジティブおよびネガティブインパクトの両方について透明性を保つことを約束し、本業において大きなインパクトを持つ分野に焦点を当て、具体的な取り組みの目標を設定し、実行に移すことで、グローバルおよびローカルのSDGsの目標に沿って最大の貢献を果たしていきたいと考えています。

責任銀行原則は、既存の報告書に、原則の取り組み状況を開示することを義務付けています。具体的には、署名より18カ月以内(当社の場合は2021年3月まで)に第一回目の、その後は毎年、責任銀行原則に関する報告と自己評価を公表し、4年以内にインパクト分析、目標設定と実施、説明責任の全うなど必要なステップを完全に実施することが求められています。

これまで2回報告させていただきましたが、今回は前回報告内容を基に、足元の対応状況を中心に更新する形で作成しています。次回は、第三者認証を得た上で、2023年9月頃に報告させていただく予定です。

| 報告と自己評価の要件  | 銀行の対応に関するハイレベルの要約 | 参考/対応の詳細/関連情報へのリンク |
|---|-------------------|--------------------|
| <b>原則 1: 整合性(アライメント)</b><br>事業戦略を、持続可能な開発目標(SDGs)やパリ協定および各国・地域の枠組みで表明されているような個人・企業のニーズおよび社会の目標と整合させ、貢献できるようにする。 |                   |                    |

1.1 銀行ビジネスについて、事業を展開している主要地域の主な顧客セグメント、提供する商品・サービス、融資先のセクターやプロジェクト、場合によっては技術などの概要を説明する。

三井住友トラスト・グループは、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出するグループです。

2022年  
ディスクロージャー誌  
資料編参照

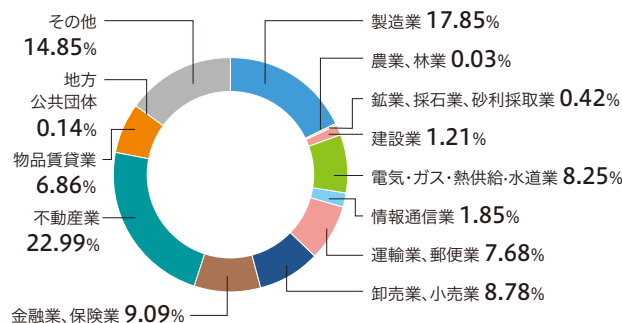
当グループの2021年度セグメント別業務粗利益(単位:億円)

| 個人トータルソリューション | 法人    | 証券代行 | 不動産 | 受託  | 運用ビジネス | マーケット |
|---------------|-------|------|-----|-----|--------|-------|
| 1,908         | 2,125 | 408  | 627 | 965 | 1,019  | 523   |

### 貸出残高内訳

|      |     |
|------|-----|
| 国内貸出 | 86% |
| 海外貸出 | 14% |

### 国内法人貸出構成比



(注)国内店分法人貸出残高を100%とした場合の構成比

| 報告と自己評価の要件  | 銀行の対応に関するハイレベルの要約   | 参考/対応の詳細/<br>関連情報へのリンク  |
|---|---|---|
| <p>1.2 持続可能な開発目標 (SDGs) やパリ協定さらに国内および地域の枠組みに照らして、銀行の戦略がどのように社会の目標と合致しそれらに貢献しているか、または予定であるかについて説明する。</p> | <p>当グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」をパーパス(存在意義)として掲げ、経済的価値創出と社会的価値創出の両立を目指しています。</p> <p>これを実現するためには、パーパス(存在意義)に基づきステークホルダーの価値を最大化させながらポジティブインパクトを創造するプロセスと、当社自身の財務・非財務の経営基盤(六つの資本)を持続的に強化していくプロセスを有機的に結合するとともに、それを経営レベルで適切に管理する仕組みの構築が必要で、当社は、この仕組みを「価値創造プロセス」として整理しています。</p> <p>また、この価値創造プロセスに影響を与える「財務・非財務の蓄積による持続的な価値創造力の向上プロセスに重大な影響を与える事象」を、マテリアリティとして11項目に整理しています。</p> <p>中でも、気候変動に関するテーマに関しては、特にインパクトが大きい項目として掲げており、2021年10月には三井住友トラスト・グループカーボンニュートラル宣言を発表、また、Net Zero Banking Allianceへ加盟するとともに、中核運用子会社2社(三井住友トラスト・アセットマネジメントおよび日興アセットマネジメント)において、Net Zero Asset Managers Initiativeへ加盟するなど、脱炭素社会実現に向けて、信託、投融資、自社のGHG排出量削減に向けた取り組みを加速させていくこととしました。</p> | <p>サステナビリティレポート 2022/2023 10-11頁参照</p> <p>TCFD REPORT 2022/2023 9-10頁参照</p> |

**原則 2: インパクトと目標設定**

人々や環境に対して、我々の事業および提供する商品・サービスがもたらすリスクを管理しネガティブ・インパクト(悪影響)を低減する一方で、継続的にポジティブ・インパクト(好影響)を増加させる。そのために、重大なインパクトを与える可能性のある分野に関して目標を設定してそれを公開する。

|   |  |                                       |
|---|--|---------------------------------------|
| <p>2.1 インパクト分析:<br/>以下の要素を満たすインパクト分析を通じて、銀行が最も重大なポジティブとネガティブのインパクトを与える可能性のある分野を特定していることを示す。</p> <p>a) 分析対象: 1.1に記載されているように、銀行が事業を展開する主要地域における中核的な事業分野、商品・サービスを分析の対象とする。</p> <p>b) エクスポージャー: 最も重大なインパクトを及ぼす分野を特定するにあたり、セクター、技術、地理的な側面において銀行の中核事業や活動にどのような特性があるかを分析する。</p> <p>c) 背景および関連性: 事業を展開する国や地域における持続可能な開発に関する最も優先度の高い課題や事項を考慮に入れる。</p> <p>d) インパクトの規模や特性: 最も重大なインパクトを及ぼす分野を特定する際に、銀行の活動や商品・サービスの提供から生じる可能性のある社会的、経済的、環境的インパクトの規模や特性を考慮する。</p> <p>上記c)とd)の下での分析を行うにあたっては、関連のあるステークホルダーに協力を求める。</p> | <p>当グループでは、国内貸出において、最も重要なインパクトを及ぼす分野を特定するため、当社貸出債権額の多い業種を分析対象とし、各セクターにおけるインパクトを測定しました。</p> <p>日本国内においては、地球温暖化に起因する自然災害が多発しており、地球温暖化を抑制するためのGHG削減が喫緊の課題であること、またインパクトレーダーにてインパクトの特性を考慮し、気候変動を最も重要なテーマとして選定しました。</p> <p>この最も重要なテーマである気候変動に対応するために、当社は2021年10月にカーボンニュートラル宣言を発表致しました。</p> | <p>TCFD REPORT 2022/2023 45-48頁参照</p> |
|---|--|---------------------------------------|

- これらの分析に基づいて、以下のことを示す。
- 潜在的に最も重大なポジティブとネガティブのインパクトを特定し、公表する。
  - ポジティブ・インパクトの増加とネガティブ・インパクトの低減に寄与する戦略的機会を特定する。

インパクト分析に関する要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する。

当グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」をパーパス(存在意義)として掲げ、経済的価値創出と社会的価値創出の両立を目指しています。

これらを実現していくために、「財務・非財務の蓄積による持続的な価値創造力の向上プロセスに重大な影響を与える事象」を、マテリアリティとして11項目に整理しています。

中でも、気候変動に関するテーマに関しては、特にインパクトが大きい項目として掲げており、2021年10月には三井住友トラスト・グループカーボンニュートラル宣言を発表し、脱炭素社会実現に向けて、信託、投融資、自社のGHG排出量削減に向けた取り組みを加速させていくこととしました。

| 報告と自己評価の要件 | 銀行の対応に関するハイレベルの要約 | 参考/対応の詳細/<br>関連情報へのリンク |
|------------|-------------------|------------------------|
|------------|-------------------|------------------------|

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p><b>2.2 目標設定</b><br/>事業活動や商品・サービスの提供から生じると考えられる「最も重大なインパクトを及ぼす分野」の少なくとも二つに対応する、具体的(Specific)、質的および量的に測定可能(Measurable)、達成可能(Achievable)、関連性のある(Relevant)、期限付き(Time-bound)のSMART目標を最低二つ設定し、公表していることを示す。<br/>これらの目標が、持続可能な開発目標やパリ協定、およびその他の国際的、国内的または地域的な枠組みに連動し、整合的であり、目標に大きく貢献していることを示す。また、銀行は、(ある時点に対して評価するための)ベースラインを特定し、このベースラインに対する目標を設定する必要がある。<br/>SDG/気候変動/社会の目標のそれぞれの側面に対して設定された目標の潜在的に重大なネガティブ・インパクトを分析、認識し、設定された目標のネットのポジティブ・インパクトを最大化するために実行可能な範囲でそれらを緩和するための適切な対策があることを示す。</p> | <p><b>■三井住友トラスト・グループカーボンニュートラル宣言</b><br/>当グループは、「信託の力で、新たな価値を創出し、お客さまや社会の豊かな未来を開かせる」をパーパス(存在意義)と定義しています。社会の脱炭素化に向けて、投融资機能のみならず、信託銀行グループらしい資産運用・資産管理ビジネスを通じ新たな市場・新たな投資機会を創出する「信託型金融仲介モデル」を推し進めることで、社会的価値創出と経済的価値創出の両立を目指し、サステナブルな社会の実現に貢献するため、以下のことに取り組んでいきます。<br/>①信託銀行グループの特徴を活かしたGHG排出量ネットゼロへの貢献グループ内の二つの運用会社(三井住友トラスト・アセットマネジメントと日興アセットマネジメント)において加盟した、Net Zero Asset Managers Initiative(NZAMI)において、投資先企業のGHG排出量ネットゼロの実現を目指していきます。<br/>また、不動産領域においては、建物設備の省エネコンサルティング等に取り組んでおり、環境不動産の普及に向けてさまざまなビジネスを手掛けてきました。今後は、受託した不動産物件のGHG排出量ネットゼロに向けたサポートプランの提供にも、着手していきます。<br/>②投融资分野のGHG排出量ネットゼロ<br/>2050年までに投融资ポートフォリオのGHG排出量(Scope3)ネットゼロの実現を目指すとともに、そのコミットメントを強めるために、UNEP FI(国連環境計画金融イニシアティブ)が設立したNet Zero Banking Alliance(NZBA)に加盟しました。2030年までの中間目標については、NZBAの枠組みに即して対応してまいります。<br/><b>■サステナブルファイナンス目標</b><br/>中核子会社である三井住友信託銀行は、バンキング領域(法人向け)において、2021年度から2030年度までの10年間で累計10兆円に取り組む「サステナブルファイナンス長期目標」を設定しています。</p> | <p>TCFD REPORT<br/>2022/2023<br/>41頁参照</p> <p>TCFD REPORT<br/>2022/2023<br/>42頁参照</p> |
|---|--|---|

目標設定に関する要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する。

責任銀行原則署名機関として、脱炭素社会に向けた気候変動問題への対応として、カーボンニュートラル宣言を発表。信託領域、投融资領域、自社領域におけるGHG排出量削減による脱炭素社会実現に向けて貢献します。

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>2.3 目標の実行とモニタリングの計画</b><br/>設定された目標を達成するために、銀行が取るべき行動と中間目標が定められていることを示す。<br/>設定された目標に対する進捗を測定しモニタリングのための手段を備えていることを示す。<br/>主要なパフォーマンス指標をどう定義しているか、それらを変更する場合、また、ベースラインを再設定する場合などについて、透明性を保たなければならない。</p> | <p>当グループは、サステナビリティを経営の中核に据え、気候変動問題などの国内外の重要なサステナビリティ課題については、経営会議を開催し、取締役会が監督する仕組みとしました。<br/>特に、気候変動対応については、カーボンニュートラル宣言の中で2050年までに投融资領域におけるGHG排出量(Scope3)ネットゼロ、2030年までの中間目標について、NZBAの枠組みに準じて設定することとしています。<br/>これら、気候変動対応を推進していくためのプロジェクトチームを立ち上げ、経営会議へ定期的に報告し、取締役会で監督する体制としています。</p> | <p>TCFD REPORT<br/>2022/2023<br/>6頁参照</p> |
|--|--|---|

目標の実行とモニタリングのプランに関して要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する。

バンキング領域のサステナブルファイナンス目標については、年度ベースで測定し、目標達成状況を開示していく予定です。また、三井住友信託銀行における投融资方針については、ステークホルダーとの対話を通じて高度化を検討していきます。

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p><b>2.4 目標達成に向けた進捗状況</b><br/>各目標ごとに:<br/>設定した目標を達成するために、銀行が取るべき行動を実行に移したことを示す。<br/>もしくは、行動が実行に移されなかった、または変更が必要になった理由について、さらに、銀行がどのように計画を変更して目標を達成しようとしているのかを説明する。<br/>設定された各目標の達成に向けた銀行の過去12カ月間(ただし署名後最初の報告では最長で18カ月間)の進捗状況とその進捗状況についての報告を行う。(実行可能でかつ適切な場合には、定量的な情報を開示する)</p> | <p><b>1. GHG排出量削減目標</b><br/>【投融资分野のGHG排出量ネットゼロ】<br/>カーボンニュートラル宣言で、2050年までに投融资領域におけるGHG排出量ネットゼロ、2030年の中間目標については、NZBAの枠組みに準じて設定致します。<br/>電力セクターについては、2022年10月、石油・ガスセクターについては2023年2月に設定致しました。<br/><b>2. サステナブルファイナンス目標</b><br/>中核子会社である三井住友信託銀行は、バンキング領域(法人向け)において、2021年度から2030年度までの10年間で累計15兆円に取り組む「サステナブルファイナンス長期目標」を設定しています。<br/>2022年3月末時点の累計貸出実行額は、0.83兆円です。</p> | <p>TCFD REPORT<br/>2022/2023<br/>45-48頁参照</p> <p>TCFD REPORT<br/>2022/2023<br/>42頁参照</p> |
|---|--|--|

目標達成に向けた進捗状況についての要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する。

目標達成に向け各種施策を着実に実行していくとともに、進捗状況につき引き続き開示致します。

|            |                   |                        |
|------------|-------------------|------------------------|
| 報告と自己評価の要件 | 銀行の対応に関するハイレベルの要約 | 参考/対応の詳細/<br>関連情報へのリンク |
|------------|-------------------|------------------------|

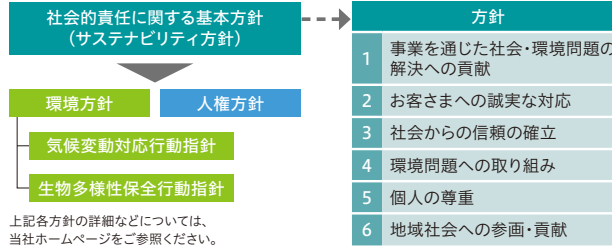
**原則 3: 顧客(法人およびリテール)**  
顧客と協力して、サステナブルな慣行を奨励し、現在と将来の世代に共通の繁栄をもたらす経済活動を可能にする。

3.1 顧客との責任ある関係を促進するために銀行が定めた、あるいは定める予定の方針や慣行について概略を示す。これには、既に実施された(および/または予定された)プログラムや行動、その規模および可能な場合にはその結果に関する概略も含める。

当グループは、以下のとおり、サステナビリティに関する各種方針を定め、活動しています。

サステナビリティ  
レポート 2022/2023  
19-20頁参照

**サステナビリティに関する各種方針**



また、赤道原則に基づくプロジェクトの環境・社会への配慮を確認し、ボセイドン原則を通じ、海運セクターの脱炭素を金融面からサポートしています。

3.2 銀行が、持続可能な慣行を奨励し、持続可能な経済活動を可能にするために、法人およびリテール顧客とどのように協力したか、および/または協力することを予定しているかを記述する。計画あるいは実際の行動、商品およびサービスの開発、および可能な場合には達成されたインパクトに関する情報も含める。

**ポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)**

三井住友信託銀行は、2019年3月、国連(UNEP FI)のポジティブ・インパクト金融原則を一般の企業向けの貸出に適用したポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF、資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ)に取り組みました。PIFは、企業のサプライチェーンを俯瞰して環境・社会・経済に及ぼす影響(インパクト)を包括的に分析・評価し、プラスの影響拡大とマイナスの影響抑制について具体的なKPIを設定してお客さまにコミットいただき、それを融資契約に織り込んだ商品です。そして、その後のモニタリングの実行と結果の開示を通じてお客さまのSDGsへの貢献を後押しし、グローバルな視点からお客さまの競争力(事業や製品・サービスを含む)の向上をサポートするものです。

サステナビリティ  
レポート 2022/2023  
50頁, 55頁参照

**ファンドへのインパクト評価(インパクト評価の拡大)**

三井住友信託銀行は、アンカー・シップ・パートナーズ株式会社(以下「ASP社」)およびリアルテックホールディングス株式会社(以下「リアルテック社」)のそれぞれが組成するインパクト投資ファンドのインパクト評価を支援しています。ASP社は、政府が掲げるグリーン成長戦略の14分野の一つである船舶において、世界的な脱炭素化への動きなどを踏まえた投資を実行します。また、投資先の経済・社会・環境に及ぼすインパクトを測定し、適切なマネジメントをしていきます。三井住友信託銀行は、インパクト評価・モニタリングを実施することで、海運業界の脱炭素化などに向けた取り組みを後押しする本ファンドを支援していきます。一方、リアルテック社は、地球と人類の課題解決に対して最先端の科学技術や研究開発を基礎とするテクノロジー(以下「ディープテック」)を有するスタートアップへの投資・育成を行っています。今般、ディープテック・スタートアップに投資するファンドとしてインパクト評価の導入を決定し、三井住友信託銀行は本ファンドとインパクト評価に関するアドバイザリー業務を締結しました。三井住友信託銀行は、本ファンドとともにディープテック領域に即したインパクトの可視化や社会実装の実現に向けた取り組みを進めています。

サステナビリティ  
レポート 2022/2023  
50頁参照

**技術の社会実装支援**

脱炭素社会の実現のためには、革新的な技術の導入、さまざまな技術の組み合わせ、さらには莫大な資金が必要になります。このような観点から、金融機関には従来以上に技術に対する知見を高め、積極的にリスクと機会を見極めて対応していく必要があるとの考えのもと、優れた技術の研究開発とそれらの技術の社会実装を金融面から支援することを目的として、サステナビリティ推進部内にテクノロジーベストファイナンスチームを立ち上げました。理学、工学博士号を持つ研究者、専門家チームを組成し、脱炭素社会の実現に向けた技術の社会実装を目指しています。

サステナビリティ  
レポート 2022/2023  
79-85頁参照

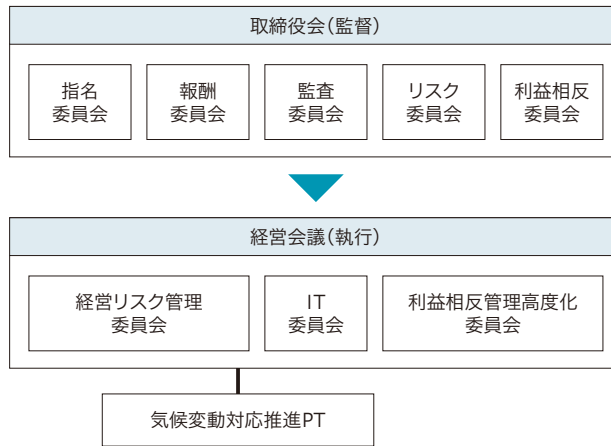
| 報告と自己評価の要件 | 銀行の対応に関するハイレベルの要約 | 参考/対応の詳細/<br>関連情報へのリンク |
|------------|-------------------|------------------------|
|------------|-------------------|------------------------|

**原則 4: ステークホルダー**  
これらの原則の目的をさらに推進するため、関係するステークホルダーと積極的に協力を。

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>4.1 本原則を実施し、銀行が及ぼすインパクトを改善する目的で、銀行がどのステークホルダー（あるいはステークホルダーのグループやステークホルダーのタイプでも可）と協議、関与、協力、またはパートナーシップを組んだかを記述する。銀行がどのようにステークホルダーを特定し、どのような問題に取り組み/成果を達成したかについての概略を含める。</p> | <p>当社は経営理念(ミッション)において、お客さま、株主、社員、社会をステークホルダーに掲げ、対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすことを宣言しています。<br/>当グループのステークホルダーエンゲージメントは、テーマに即して関係会社、該当部署(三井住友信託銀行の場合)が直接行うもの、関係会社、該当部署が国内外のイニシアティブに直接参画するもの、またサステナビリティ推進部が自身のステークホルダーとの対話やESG評価機関などからの情報収集を踏まえ関係会社、該当部署と行うインターナル・エンゲージメントの三通りのアプローチがあり、対話チャンネルを多様化させ、インプットの質と量を高めています。</p> <p>2021年10月には三井住友トラスト・グループカーボンニュートラル宣言を発表、また、Net Zero Banking Allianceへ加盟するとともに、中核運用子会社2社(三井住友トラスト・アセットマネジメントおよび日興アセットマネジメント)において、Net Zero Asset Managers Initiativeへ加盟しました。</p> | <p>サステナビリティ<br/>レポート 2022/2023<br/>28-29頁参照</p> <p>サステナビリティ<br/>レポート 2022/2023<br/>66頁参照</p> |
|---|---|--|

**原則 5: ガバナンスと企業文化**  
責任ある銀行業のための効果的なガバナンスおよび企業文化を通じて、重大なインパクトをもたらす分野について目標設定を公表することで意欲的かつ透明性をもってこれらの原則に対するコミットメントを果たす。

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>5.1 潜在的に重大なポジティブおよびネガティブなインパクトを管理し、原則の効果的な実施を支援するために、銀行が既に規定されたあるいは予定されたガバナンス構造、方針、および手続きについて記述する。</p> | <p>当グループでは、当グループの価値創造プロセスに重大なインパクトを及ぼすものをマテリアリティとして定めています。<br/>マテリアリティに係る事項については、リスク委員会、経営リスク管理委員会が、それぞれ取締役会、経営会議の諮問機関としての機能を果たしています。<br/>2022年度については、取締役会で審議を重ね、マテリアリティの見直しを行っています。</p> | <p>TCFD REPORT<br/>2022/2023<br/>6頁参照</p> |
|---|--|---|



■監督

①取締役会

取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保することをその中心的役割としています。このため、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任した上で、執行役等の職務の執行を監督しています。また、社外取締役が、ステークホルダーの視点に立ち、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を適切に監督することができる環境を整備しています。

さらに、サステナビリティを巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）を定め、役員および社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図っています。気候変動問題に対する取り組み等に関しては、執行からの報告を受けるとともに、リスク委員会等の諮問機関を活用し、適切に監督しています。

②リスク委員会

リスク委員会は、(1)当グループの経営を取り巻く環境、トップリスクおよびマテリアリティに関する事項、(2)当グループのリスクアベタイト・フレームワークの運営、リスク管理およびコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項などに関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性などについて検討し、答申を行います。気候変動リスクへの対応について、カーボンニュートラル宣言や気候変動対応推進PT立ち上げに際して、社外有識者が専門的知見から議論し、取締役会に対して助言を行っています。

■執行

①経営会議

経営会議は、執行役社長が議長となり、業務執行に関する重要な事項を審議します。具体的には、経営方針や経営戦略、中期経営計画、年間計画、リスク管理に関する事項等について審議・報告を行い、取締役会に報告します。また、重要なサステナビリティ課題に関する取り組みは、中期経営計画に沿った中期方針と年度計画を定め、PDCAサイクルを踏まえて業務を管理します。

気候変動問題に関しては、リスクと機会両面から議論しています。特に2021年度は、気候変動対応推進体制の見直し、2050年カーボンニュートラル宣言の対外公表、NZBAへの加盟について、集中的に審議しました。気候変動対応推進PT設置後は、月次で進捗報告しているほか、気候変動・脱炭素に関するビジネスについては、事業を横断するテーマとして定期的に審議しています。

②経営リスク管理委員会

経営会議の諮問機関として、グループの経営管理や財務の健全性・業務の適切性の確保およびリスク・コンプライアンスの管理等に関する協議を行います。気候変動リスクは、当社の財務に直結するリスクでもあり、リスク管理の観点から審議し、モニタリングをしています。

■気候変動対応推進PTの設置

当社では、2019年に気候変動に関するリスクマネジメントおよび情報開示の強化を目的として、TCFD対応推進プロジェクトチームを設置して活動していましたが、2021年10月これを再編・発展させ、「カーボンニュートラル宣言」を具体的に推進することを目的に、気候変動対応推進プロジェクトチームを立ち上げました。三井住友トラスト・ホールディングスの経営管理部門に加え、三井住友信託銀行の各事業部門、三井住友トラスト・アセットマネジメントおよび日興アセットマネジメント、欧州部・米州部で構成し、グループ全体をカバーしています。

| 報告と自己評価の要件   | 銀行の対応に関するハイレベルの要約   | 参考/対応の詳細/<br>関連情報へのリンク  |
|--|---|---|
| <p>5.2 銀行の社員の間で責任ある銀行としての企業文化を醸成するために実施した、または実施する予定のイニシアティブや方策について説明する。能力開発、報酬体系、業績管理、リーダーシップ・コミュニケーションについての概観が含まれる。</p> | <p>当グループでは、責任ある銀行としての企業文化を醸成する観点より、以下の取り組みを通じ、全役員・社員による戦略理解を促進しています。</p> <p><b>【社員への啓発活動】</b><br/>当グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」をパーパス(存在意義)として掲げ、経済的価値創出と社会的価値創出の両立を目指しています。<br/>2021年4月の新マネジメント体制以降、社長が社員へ直接当グループのパーパスについて説明するパーパスキャラバンを実施しました。中核子会社である三井住友信託銀行の社長がオンラインで対話する形式にて、同社の社員および海外派遣社員とその他のグループ会社のマネジメントを対象に、計26回、約12,000名の社員へ実施しました。2021年9月以降、グループ会社社員および海外のナショナルスタッフ向けにディスカッションや動画配信などを通じて順次拡大しています。</p> <p><b>【社員自らの活動】</b><br/>各部署における、独自の活動として、Challenge for SDGsや「私たちのSDGs宣言」、With You活動を進めています。各社員が自ら考え、自らの意思に基づく活動を、全社的にサポートしています。</p> <p><b>【役員報酬】</b><br/>原則として月例報酬(固定報酬と個人役割業績報酬で構成)、役員賞与(業績連動賞与)、株式報酬(株式交付信託)の組み合わせで支給しています。このうち、各役員の株式報酬の業績評価体系について、ESGに関する評価項目を取り入れています。</p> | <p>サステナビリティ<br/>レポート 2022/2023<br/>8頁参照</p> <p>サステナビリティ<br/>レポート 2022/2023<br/>161頁参照</p> <p>TCFD REPORT<br/>2022/2023<br/>7-8頁参照</p> |

|   |  |          |
|---|--|----------|
| <p>5.3 原則を実施するためのガバナンス構造<br/>銀行が責任銀行原則を実施するために以下のような適切なガバナンス構造を持っていることを示す:<br/>a) 目標設定と目標を達成するための行動<br/>b) 最終目標や中間目標が達成されなかったり<br/>予期せぬネガティブ・インパクトが検出された場合の是正措置</p> | <p>a) 当グループでは、経営会議にて目標の設定とそれを達成するための行動を決議、それをサステナビリティ委員会で定期的にモニタリングし、それを取締役会が監督することとしています。2022年度についてはこれまでの責任銀行原則の取り組みを振り返り、意思決定・モニタリング体制の明確化等のテーマについて、取締役会で審議しました。<br/>b) 目標の達成状況やネガティブな状況が発生した場合には、経営会議で報告し、速やかに是正措置を検討します。</p> | <p>—</p> |
|---|--|----------|

原則の実施のためのガバナンス構造に関する要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する。

責任銀行原則署名機関として、この原則が効果的に実施されるよう、目標設定やモニタリングについて、ガバナンス体制を確立しています。サステナビリティ推進部が目標達成を管理する部署とともに進捗状況をモニタリングし経営会議で報告するとともに、監督機関である取締役会においても定期的に審議する体制としています。

**原則 6: 透明性と説明責任**  
これらの原則の個別および全体的な実施状況を定期的に見直し、ポジティブおよびネガティブ・インパクト、および社会的目標への貢献について、透明性を保ち、説明責任を果たす。

|   |   |          |
|---|---|----------|
| <p>6.1 責任銀行原則実施状況<br/>最低二つの分野(2.1-2.4参照)における目標の設定と実施に加えて、過去12カ月間(ただし署名後最初の報告では最長18カ月間)に6原則の実施を進めていることを示す。<br/>責任銀行原則の6原則の実施に関連する、既存のおよび新たな国際的あるいは地域的なグッド・プラクティスを検討したことを示す。優先順位や目標レベルの設定においてはそれらのグッド・プラクティスが参考になる。<br/>既存および新たな国際的あるいは地域的なグッドプラクティスを反映しそれに準拠すべく、銀行が既存の慣行を変更するために取り組みあるいは取り組む予定である旨、また、原則の実施に進展があったことを示す。</p> | <p>当社は、統合報告書およびサステナビリティレポート、TCFDレポート等の各種レポートで、取組内容を開示しています。</p> <p>当社は責任銀行原則の署名機関として、今後も本原則に則した取り組みを高度化し、透明性ある開示に努めていきます。</p> | <p>—</p> |
|---|---|----------|

責任銀行原則の実施状況に関する要件を満たしているかどうか、署名銀行としての検討結果やステートメントを公表する。

責任銀行原則署名後の最初の18カ月間は、気候変動対応として、ポセイドン原則への署名、セクターポリシー改訂に加え、TCFDレポートを開示しました。2021年10月には、カーボンニュートラル宣言およびNZBAへの加盟と、それを推進していく観点より、気候変動対応推進PTを組成し、対応しています。